

宮城県監査委員告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事等から同条第 14 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和 2 年 6 月 30 日

宮城県監査委員	本	木	忠	一
宮城県監査委員	太	田	稔	郎
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

記

- 1 監査委員の報告日
令和 2 年 3 月 26 日
- 2 通知のあった日
知事 令和 2 年 5 月 28 日
教育委員会 令和 2 年 5 月 26 日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容
 - (1) 団体名 地方独立行政法人宮城県立こども病院
 - イ 監査委員の報告の内容
期末において、欠損金が認められたので、引き続き運営改善を図る必要がある。
 - ロ 措置の内容
こども病院では前回も同様の指摘を受け、医療資源を有効活用した病床の効率的な利用推進や在宅療養への転換による外来収益の増収など、収益向上対策に取り組んでいた。その結果、令和元年度は、繰越欠損金の約 300,000 千円の減少が見込まれるなど経営が改善している。県としては、法人が策定した中期計画（令和 2 年度までに経常収支比率 100%以上とする）の目標達成に向けて、引き続き経営改善に努めるよう助言しているところである。
 - (2) 団体名 株式会社仙台港貿易促進センター
 - イ 監査委員の報告の内容
期末において、欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。
 - ロ 措置の内容
当該株式会社においては、平成 24 年度以降、単年度黒字が継続し、累積欠損金が順調に減少しているなど、堅調な事業運営が実施されている。
会社設立時の中核事業に起因する多額の累積欠損金は、現在の事業規模や内容から解消には相当の期間を要するものと考えているが、新たな事業展開や経営改善に大きな効果が期待できる減資についても、同社において今後検討することとしており、県としても、早期の経営改善が図れるよう、同社、関係機関とともに必要な検討を進めていく。

(3) 団体名 宮城県住宅供給公社

イ 監査委員の報告の内容

立替金において、精算が遅延しているものが認められたので、引き続き改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

住宅供給公社の立替金の請求対象者は住宅の退居者なので、退居後の所在、連絡方法を確実に把握し、未回収者には電話催告や直接訪問等を定期的にも実施するなど回収に努め、精算を行うよう指導していく。また、回収困難な案件もあることから、対象者の情報の的確な把握や債権放棄を含めた検討など状況に応じた債権管理が適切に実行されるよう、指導を継続していく。

(4) 団体名 宮城県ボート協会

イ 監査委員の報告の内容

消費税等において、不適切な取扱いが認められたので、改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 宮城県ボート協会に対し、消費税及び地方消費税並びに法人税等について、確定申告を要する事業であるかを所轄税務署に確認するよう指示した。

(ロ) 宮城県ボート協会から、以下の手続きを行い、納税義務に関する必要な手続きについては全て完了した旨、報告を受けた。

a 石巻税務署に確認したところ、消費税等及び法人税等について確定申告が必要であることが判明し、消費税等については、過去5年度分となる平成26～30年度分の確定申告を行い、納税した。

b 法人税等については、過去5年度分の決算関係書類を確認いただき、平成31年度から「収益事業開始届」を提出し、確定申告を行うよう指導された。

c 法人県民税・法人事業税の所管である県東部県税事務所と法人市民税の所管である石巻市役所（ボート協会の所在地）・登米市役所（事業場である長沼ボート場の所在地）に「法人設置届」を提出し、法人住民税・法人事業税については、平成31年度分から確定申告を行うこととなった。

(ハ) 今後は、所管課であるスポーツ健康課において、毎年度の決算報告書で納税状況を確認し、確定申告等を確実にを行うよう働きかけ、再発防止に努めていく。